

第73回労働施設検討会議 議事要旨

1 **と き** 令和8年2月19日(木) 午後7時00分～午後9時05分

2 **と ころ** 西成区役所 4階 4-5・7会議室

3 出席者

(有識者4名)

福原大阪市立大学名誉教授

寺川近畿大学建築学部准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

垣田大阪公立大学大学院生活科学研究科教授

(行政機関18名)

大阪労働局 中川会計課長補佐、大島職業対策課長補佐 ほか2名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 橋本参事 ほか5名

西成区役所 式地総合企画課長 ほか7名

(地域メンバー16名)

村井西成区商店街連盟会長・萩之茶屋第1町会長

山田大阪府簡易宿所生活衛生同業組合相談役

山田大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

山田 NPO 法人釜ヶ崎支援機構理事長

山田 NPO 法人サポーターズハウス連絡協議会代表理事

小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

吉岡釜ヶ崎反失業連絡会共同代表(代理)

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

泊全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会分会長

梅澤釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長(代理)

水野日本寄せ場学会運営委員

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム渉外担当

小林住まいとくらし SOS おおさか実行委員共同代表

穴沢福祉支援者の集まり運営代表

4 議 題

・新労働施設における効果的な空間活用の考え方について

5 議事要旨（有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、区：西成区）

（1）新労働施設における効果的な空間活用の考え方について

○事務局から、あいりん地域を取り巻く社会環境の変化について説明。

- ・あいりん地域では令和元年から6年までの5年間で、65歳以上の高齢者は死亡により減少しているが、一方で20歳から34歳の若い年齢層は著しく増加している。
- ・若年層増加の主な要因は外国人の流入であり、その中でも女性が4割弱を占めていることから、若い年齢層及び女性が地域に増えてきていることがわかる。
- ・大阪市全体や西成区における令和元年から5年間の生活保護受給者の総数は減少傾向となっているが、西成区では65歳以上が減少する一方で、64歳以下は増加している状況。
- ・西成区において64歳以下の人口が増えている一方で、生活保護受給者数も増えているということから、生活に課題を抱えた者が地域で増えてきていると想定する。
- ・西成区における外国人居住者数は、永住者を除くと大阪市内で最も多く、特にネパール、ミャンマー国籍の方が非常に増加しており、在留資格別では、留学生が特に増えている。
- ・5年先、10年先を検討する上では、外国人の離職や留学後の日本での就職、特定技能からの移行などを鑑みて、外国人からの仕事に関する相談対応の支援策を想定しておく必要がある。

○事務局から、地域課題の解決を図るための新たな機能の設置及び必要な面積について説明。

<就業に対する支援>

- ・西成労働福祉センターにおいて、エル・おおさかにある「大阪府労働相談センター」と連携し、オンラインを活用して、エル・おおさかで行っている弁護士や社会保険労務士による法的アドバイス、メンタルヘルス専門医によるカウンセリングも含めた相談ができる体制を目指す。
- ・西成労働福祉センターをサテライト会場として、エル・おおさかで実施されるセミナーや講習会を地域に居ながら参加できる環境の整備を目指す。
- ・施設内のハローワークにおいて、外国人雇用サービスセンターやマザーズハローワークとオンラインで繋ぎ、求人情報の閲覧や就職相談、面接練習などができるような体制を目指す。
- ・出入国管理局と連携して、在留資格継続申請や相談などを西成労働福祉センターからオンラインで行えるよう調整を進めている。
- ・ワンストップ相談窓口における追加項目として、ハローワークの専門援助コーナーと連携し、障がいのある方への職業に対する相談、支援の対応を検討している。
- ・寄り場等、オープンスペースの利用者が少ない時間帯を活用し、労働者が自らの身を守る知識を得られるようなセミナーなどを開催する。

<労働者の生活等に対する支援>

- ・ワンストップ相談窓口を通じたあいりん地域内外の支援機関との連携によって、労働だけ

でなく福祉、住居、医療、介護などの多様な課題の解決を図る。

- ・西成区において、保健福祉センター分館の機能である生活保護関連相談窓口（保護申請や施設入所相談など）や結核検診機能の設置を検討している。
- ・ワンストップ相談窓口で受けた相談は、施設内だけではなく施設外の支援機関とも連携し、支援するスキームを想定している。
- ・オープンスペースを就業支援だけではなく福祉や生活相談の出張窓口としても活用できるよう検討したい。

<施設規模や配置、面積に関する見直しのポイント>

- ・令和3年度の基本計画時に盛り込んだ機能は確保する。
日雇労働市場の動向や、地域居住者の変化を踏まえた機能を付加し、国の関与の変更にも対応した効率的な施設整備を推進するため、効果的な空間活用を検討したい。
- ・「労働支援・相談フロア」、「生活支援フロア」、「就業訓練フロア」と利用者の目的に応じてフロア構成としたい。
- ・従来の屋根下スペース（車寄せ）を屋内に取り込むことで1階の屋内面積を拡大し、各機関の相談窓口を集約することで、相談者の利便性の向上を図る配置としたい。
- ・求人事業者が使用する駐車場スペースは、令和3年度基本設計どおり35台を確保する。
- ・屋内オープンスペース待合の面積は約1,220平方メートルから約840平方メートルに縮小する。
- ・共用会議室、共用相談室、共用倉庫の面積は確保しないが、施設内の各団体が専有する会議スペースを共同利用できるようにする。
- ・必要な施設機能は確保した上で、施設規模としては約1,000平方メートルを縮小することで検討したい。

○大阪労働局から、共用会議室の取扱いについて補足説明。

- ・国の基準によりあいりん職安専用の会議室しか負担することができない。専用会議室は、職安に関連する業務に活用するのであれば、入居する各機関が共同で利用できるよう検討している。

○有識者から新施設のイメージ図面が配布され、そのイメージ図面について説明。

<1階（労働支援・相談）>

- ・各施設の窓口を1階に集約。
- ・メインの入り口は北側の多目的広場側に配置。
- ・オープンスペース待合（全体で840平方メートル）は1階に660平方メートルを配置し、2階に220平方メートルを配置。
- ・窓口がシームレスに繋がるよう楕円形のサービスカウンターを作り、そこを中心に西成労働福祉センター、ハローワーク、あいりん職安のカウンターが並ぶようなイメージ。

- ・インテーク窓口、コミュニティコンビニ、フレキシブルゾーン、清掃作業員詰所などを配置。
- ・オープンスペース待合の一部であるフレキシブルゾーンについては、早朝は作業員の待機場所、それ以外の時間は相談やセミナーを行うなど、間仕切りによって柔軟に活用できる空間とした。
- ・その他に、守衛室・防災センターや大型荷物用の搬入エレベーター、3カ所のトイレ（南側は24時間利用可能）などを設置。
- ・東側には入居者用の出入口エントランス。

<2階（生活支援）>

- ・西成労働福祉センターとあいりん職安の事務室、年金事務所を配置。東側の入居者用出入口エントランスからアクセスができる動線とした。
- ・西成労働福祉センターの技能講習室の隣に180平方メートルのオープンスペース待合を配置。間仕切りを外すことで用途に合わせて一体的に広く活用できるようにした。
- ・西成区の保健福祉センター分館機能である生活相談窓口と結核検診機能を配置。

<3階（就業訓練）>

- ・ホームレス就業支援センターのフロアは、以前の計画から大きく変更はしていない。

<屋上>

- ・機械室やキュービクルなどの設備を配置する必要があり、現時点では確定できないが、活用ができないか検討しているところ。

<屋内面積>

- ・1階が2,200平方メートル、2階が2,180平方メートル、3階が1,847平方メートルで合計6,227平方メートル

○地域委員からの主な質問・意見

ワンストップ相談窓口の説明の中に、「障がいがある方への対応はハローワークの専門コーナーと連携」とあるが、実際には障がい者支援は制度に繋がないと上手くいかない場面が多く、ハローワークコーナーだけでは不十分だと思う。

支援をするなら措置権限のある区役所の地域福祉課などに繋がなければ、適切な対応は難しいと思う。

- ⇒（国）ハローワークコーナーは、どなたが来られても一元的に受け止め相談対応を行うが、対応が難しい場合は、阿倍野ハローワークの専門相談に繋ぐ対応を検討している。そのため、阿倍野ハローワークの専門相談員に来ていただくか、阿倍野ハローワークへ同行する形で対応したい。
- ⇒（有）ワンストップ相談窓口は就労支援と生活支援の複合的機能なので、具体的な機関同士の連携の仕方は今後検討していく。

西成区保健福祉センター分館機能が2階に入るということは、旧市更相（大阪市立更生相談所）の機能を移すということになる。機能を移すのは、旧市更相の全機能の移転あるいは一部の移転に過ぎないのか。
また、仕事の分担やいつ頃移転を決定したかを説明してもらいたい。

⇒（有）福祉的機能に関するご意見は後程一括して区役所から回答する。

1階部分に寄り場を含めた就労支援の要素が集約されたことはメリットと考えるが、体感的にどのぐらいの広さなのかがわからない。一体的実施事業は、1階のスペースだけで実施ができるのか。
また、ワンストップ相談窓口は具体的にどのような形で設置されるのか。
図面上だとインテーク窓口がすべてになってしまう。
話を聞くだけでなく、その場で解決できる場所にすべきとの議論があったと思う。
窓口で解決できるようにするためには、措置権限のある職員が窓口にいるかないかで大きなポイント。
2階に生活保護相談窓口、結核検診機能を設置するだけでは、就労福祉専門部会で議論してきた内容とかけ離れてしまう。
福祉的機能をすべて新労働施設に入れ込むことには無理があるので、新労働施設に比較的近いエリアである北側施設や、西成労働福祉センターの仮移転施設など含め検討すべき。

⇒（有）1階のインテーク窓口は西成労働福祉センターと隣接しており、その面積を一体的に活用するなど柔軟な使い方が可能。

また、西側のフレキシブルゾーンをワンストップのコーナーとするなど、今後の議論の中で柔軟に使える空間として考えたい。

⇒（府）今回の図面では窓口のカウンターがシームレスに繋がり、人が回りやすい動線になっている。具体的な連携や誰が担うのかは、来年度に皆さんの意見を聞きながら詰めていきたい。

⇒（国）一体的実施事業については、福祉的要素と就労が繋がっていくことの必要性を感じており、支援内容について時間をかけて議論していきたい。

⇒（有）基本的にオープンな空間とし、各入居団体の間仕切りされた部分も含めて、全体でワンストップの機能を果たすものと理解してほしい。

新労働施設のインテーク窓口について、具体的にどこが担うかについてはまだ話し合っていないかと思うので、次年度にどのような人材が必要なのか、事業形態や運営形態はどうするのかなどをしっかりと検討していただきたい。

図面上、インテーク窓口に隣接して西成労働福祉センターが配置されていることから、インテーク窓口も西成労働福祉センターの職員が担うイメージを持っているのだが、ワンストップ相談窓口は労働面だけでなく、大阪市も巻き込んで総合的に行うべき。特定の組織に組み込まず、独立的な総合窓口として位置づけるべき。

⇒（有）労働だけでなく生活と福祉という要素も同時に打ち出す必要があるということで認識しておく。

生活保護受給者の64歳以下が増えているのは、生活保護等を求めてこの地域にやってくるという流れが変わっていないと言える。ワンストップ相談窓口については、当初想定していたよりも福祉的な要素が強まっていると思う。

また、サービスハブ西成は新労働施設が建設された際にどのような扱いとなるのか。入居する予定はあるのか。

一体的実施事業は国単独では実施できず、一緒に行う地方公共団体の存在が必要となる。生活や福祉などの支援を展開する場合は、大阪市の協力がなければ成り立たない。国から大阪市に協力を要請してきちんと行うべき。

⇒（国）ご指摘の通りなので、国・府・市で協力して良いものにしていきたい。

新労働施設における居場所機能について、今回の図面ではどのように考えているのか。

⇒（有）いわゆる「おっちゃんたちの居場所」については以前から北側施設で確保することになっているが、新労働施設も居場所として使用してはいけないわけではない。北側施設と南側施設の間にあるオープンな空間もあり、居場所をどのように用意するかも念頭に置き議論を進めていきたい。

⇒（区）福祉的支援に関する質問に対し回答

- ・西成区保健福祉センター分館にある機能のうち、「生活保護の受付面接機能」と「結核検診機能」を新労働施設へ移転させる方向で検討している。
- ・女性の支援は大阪市市民局が一元的に相談窓口を設けており、障がい者支援は障がい者基幹相談支援センターを中心に、地域の方の相談対応する体制をとっている。
- ・西成区役所内で地域福祉推進体制の充実について取り組んでおり、新労働施設に入居する各機関やワンストップ相談窓口と連携することにより、地域福祉の向上を図っていくことができると考えている。

- ・生活困窮者を支援する「はぎさぼーと」を新労働施設内に常設の拠点として設けることは難しいが、必要に応じて職員が新労働施設へ出向くなどの対応を検討する。
- ・福祉の措置権限を持つ職員を施設内に設置させるとの意見について、区役所自身が福祉に関するワンストップ相談窓口機能を持った施設となるため、その機能の一部を切り出して機能分散させることは区役所機能減少に繋がるため難しい。
- ・あいりん地域の利用者が区役所までお越しいただくのに負担があることは理解。大阪市のデジタル統括室が「区役所 DX」と称し、より便利な行政サービスを目指している。令和 12 年度頃を目途に進められており、まだ具体的に伝えられる内容は無いが大阪市全体で取り組んでいる。
- ・サービスハブの新労働施設への入居予定はない。
この事業は生活保護受給者を対象とした被保護者就労支援事業であり、ケースワーカーもしくは就労支援担当からの案内を経て利用する形態であることから、基本的にいきなり来訪して利用できるサービスではない。拠点は新労働施設の近くにあることから、施設に入る検討は行われていない。
- ・新労働施設に移転を検討している保健福祉センター分館機能を少し詳しく説明する。
一つ目は、結核検診機能として、依然として西成区全体、また、あいりん地域の結核罹患率が非常に高いことが課題。そのため、検診による感染拡大の防止、保健師による治療の指導を考えている。
二つ目は、生活保護の受付面接機能として、安定した住居がない方へ住居・居場所の提供や医療の提供など。生活保護以外の一般的な生活相談にも対応する。
ワンストップの連携としては、生活保護受給者や、申請を希望される方の相談を受け、新労働施設で生活保護申請を受理することが非常に重要。区役所へ行くことなくその場で生活保護の申請を受理できるような体制、機能を想定している。

ワーキンググループでの議論の際、区役所にあるような機能の一部をワンストップ相談窓口と繋げる形で持ってこれないかという提案があったと思う。
西成特区構想は大阪市の政策。実際の業務は西成区役所が任されているのかもしれないが、大阪市福祉行政に対し要望している。
大阪府と西成区が連携しようという時に、大阪市福祉局は議論に参加しないのか。

- ⇒ (有) 福祉支援については、就労福祉専門部会で議論してもらい、その上でフォローが必要であれば労働施設検討会議にも来てもらうという流れになると思う。
- ⇒ (府) 就労福祉専門部会には大阪府も参加しており、本件を検討する際は大阪労働局も参加する予定。
まずは就労福祉専門部会で福祉局が中心となって検討されるのであれば、その場で大阪府としても意見を申し上げられる。
- ⇒ (有) 福祉局と一緒に入って議論しないと前に進まない部分があることは福祉局に伝えて

いる。ゆくゆくは実際に福祉局にも来てもらって意見交換をしていきたい。

⇒（区）ワンストップ相談窓口の運営については、現時点では労働施設検討会議で検討すべきだと思うが、将来的にワンストップ相談窓口ができる前提で、地域における福祉連携の在り方については、就労福祉専門部会できちんと議論していきたい。

<あいりん職安の日雇職業紹介に関する国としての評価（大阪労働局から説明）>

- ・平成27年4月に「あいりん職安は日雇労働者に係る職業紹介を行うことを分掌事務とするものである以上、これを行わないことは違法である」との国家賠償請求訴訟の判決を受け、あいりん職安での日雇職業紹介の取組を進めてきたが、このことに対する我々自身の評価については、当然ながら十分な実績ではないと思っている。
- ・国としては今後も日雇労働について、特に新労働施設においても引き続き日雇労働に関してしっかりと関与していくことが重要と考えている。
その中で日雇求人についてもあいりん職安で受理していくための取り組みが絶対に不可欠と考えている。
- ・また、西成労働福祉センターにも連携協力をいただきながら、あいりん職安もしくは西成労働福祉センターに求人を出していただけるよう、勧奨を引き続き行うことで求人の適正化を図っていきたいという所存。
- ・加えて印紙購入通帳に関する手続きなど、事業所がハローワークに来所される機会にパトロールなどにより求人提出を勧奨する機会を増加させていきたいと思っている。
- ・あと、日雇労働者の方に対する支援として、日雇いで働いている方や日雇労働を希望する方に対しては、日雇手帳の制度周知を促進していきたいと考えているが、日雇労働者の方に手帳を持ってもらうことと並行して、事業所に対して、印紙購入通帳を持つことについても勧奨していきたいと思っている。

<その他>

旧センターを利用されていた労働者の遺志を引き継いで、「センター潰すな、シャッター開ける、強制排除反対」の声をこれからも続けて言っていきたい。

○最後に

- ・本日の意見を整理し、次回の会議では基本計画の見直しに向けて、新労働施設の機能、規模について会議としての素案を取りまとめた。

その上で次年度の会議では、さらに具体的な議論を進めていきたい。

6 会議資料

配布資料

- ・資料1 第72回労働施設検討会議における地域委員の意見について

- ・資料2 効果的な空間活用の考え方について（新機能）〔イメージ〕

参考資料

- ・第72回労働施設検討会議 議事要旨（案）
- ・第72回労働施設検討会議 議事概要（案）
- ・あいりん地域をとりまく社会環境の変化について〔労働施設整備関連データ集〕